

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

May 8, 2024

中国最高人民法院(知識産権法廷)より、「中国知識産権司法保護状況(2023年)」が公表され、知識産権に関する訴訟状況が報告されました。更には、知識産権法廷設立五周年の十大影響力訴訟事例も公表されました。

弊所では、民事・行政・刑事の訴訟概況および十大訴訟事例(四例)の概要を纏めましたので、下記のとおりご報告いたします。中国での権利行使等々にご参考になれば幸いです。

中科專利商標代理有限公司
日本事務所
TEL: 06-6881-5550
FAX: 06-6881-5510
e-mail: zhang@csptjp.com

2023中国知的財産訴訟ダイジェスト

1. 民事訴訟概況

<民事訴訟推移>

- ◇知的財産権の侵害や権利帰属などの民事訴訟について、その第一審受理件数は、前年より増加(+5.4%)し、依然として民事訴訟が多発(40万件強)している状況が続いています。
- ◇民事訴訟の結審件数は、受理件数と略同数であり、訴訟は比較的早く審理され、結審に至っています。
- ◇民事訴訟において、外国企業の絡む涉外案件は全体の約10%ほどです。

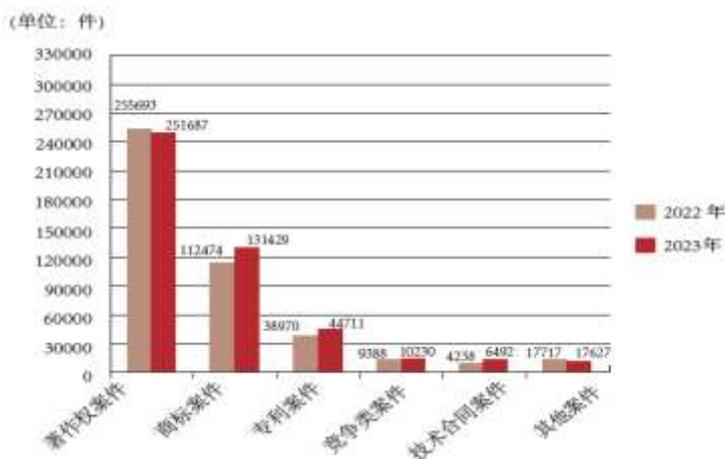
全国人民法院	知識産権民事一審		知識産権民事二審	
	受理	結審	受理	結審
2023年	462176	460306	37214	38713
2022年	438480	457805	49480	48616
2023/2022比	5.4% ↑	0.55% ↑	24.79% ↓	20.37% ↓

<民事訴訟種別>

- ◇全国人民法院の民事第一審の受理案件において、專利(特実意)、商標、著作権などの訴訟受理件数および前年増減率は下表の通りです。
- ◇知的財産権の種別では、專利訴訟は4万件強、商標訴訟は13万件強に増加しています。事業競争上の知的武器として利用されています。一方、著作権は、訴訟件数が25万件強のハイレベルにありますが、2023年は前年比で若干減少しています。

種別	專利	商標	著作権	技術契約	不正競争	その他
2023年	44711件	131429件	251687件	6492件	10230件	17627件
2022年	38970件	112474件	255693件	4238件	9388件	17717件
2023/2022比	14.73% ↑	16.85% ↑	1.57% ↓	53.19% ↑	8.97% ↑	0.51% ↓

全国地方人民法院が受理した知識産権民事一審案件の内訳(件)



2. 行政訴訟概況

<行政訴訟推移>

- ◇拒絶審決や無効審決に対する審決取消訴訟などの行政訴訟は、前年比で第一審受理件数が若干減少し、第二審受理件数は急増(+54.6%)しています。行政訴訟は、第二審に進む比率が民事よりも比較的高くなっています。
- ◇行政訴訟の結審件数は、受理件数と略同数であり、訴訟は比較的早く審理され、結審に至っています。

全国人民法院	知識産権行政一審		知識産権行政二審	
	受理	結審	受理	結審
2023年	20583	22340	10053	9259
2022年	20640	17630	6501	7847
2023/2022比	0.28% ↓	26.7% ↑	54.64% ↑	17.99% ↑

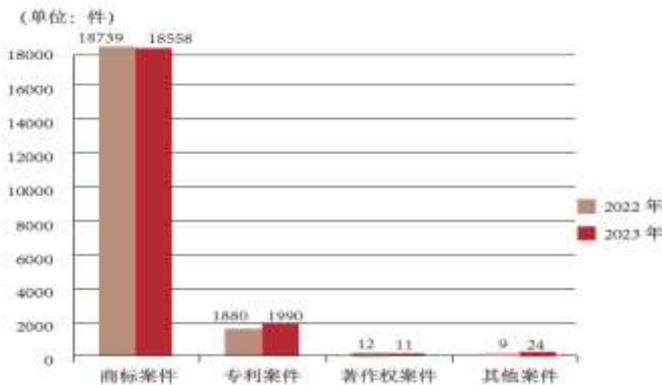
- ◇行政訴訟第二審結審案件の内訳は、原判決維持 7477 件(全体の 80%)、判決訂正 1551 件(16.7%)、差戻し 1 件、取下 208 件、起訴却下 3 件、その他 19 件の状況です。行政訴訟第二審では、第一審判決の維持率が極めて高いため、審判段階や第一審段階で可能な限り強力に対応するのが最善策になります。

<行政訴訟種別>

- ◇行政訴訟第一審の知的財産権種別では、商標行政訴訟が際立って多くあり 18000 件のレベルで推移しています。商標は、毎年約 700 万件の出願があり、その 40%強が拒絶され、不服審判に進んでも拒絶維持(約 76%)されれば、その中の 18000 件強が審決取消訴訟に進んでいることとなります。
- ◇專利(特・実・意)行政訴訟は、2000 件弱であり、前年比で約 6%増加しています。專利行政訴訟は、無効審決関係が 50%以上あり、拒絶審決関係は約 30%ほどです。專利の内訳では、発明、実用新案、意匠の順に多くなります。

全国人民法院行政第一審の受理案件

種別	專利	商標	著作權	その他
2023年	1990	18558	11	24
2022年	1880	18739	12	9
2023/2022比	5.85% ↑	0.97% ↓	1件 ↓	2.6倍 ↑



3. 刑事訴訟概況

< 刑事訴訟推移 >

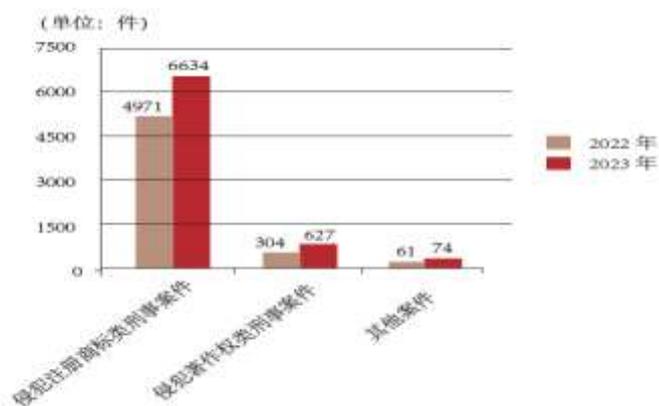
- ◇ 商標や著作物の侵害・模倣に対する刑事訴訟第一審は、前年比で増加(+37%)しています。第二審は横ばい状況です。
- ◇ 悪質な事案では、民事訴訟に加え、刑事訴訟も利用されています。

全国人民法院	知識産権刑事一審		知識産権刑事二審	
	受理	結審	受理	結審
2023年	7335	6967	956	965
2022年	5336	5456	979	977
2023/2022比	37.46% ↑	27.69% ↑	2.35% ↓	1.23% ↓

< 刑事訴訟種別 >

- ◇ 知的財産権の種別では、商標刑事訴訟が際立って多くあり 6000 件前後のレベルで推移しています。それに続く著作権刑事訴訟は、600 件強であるものの、前年比で急増(+106%)しています。著作権訴訟は、キャラクター、ネット、映像、コンピュータープログラムなどに関連しています。

□ 受理案件	□ 結審案件
<ul style="list-style-type: none"> ・登録商標侵害案件 6634 件(33.45% ↑) ・著作権侵害案件 627 件(106.25% ↑) ・その他 73 件(19.67% ↑) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録商標侵害案件 6357 件(24.67% ↑) ・著作権侵害案件 543 件(79.8% ↑) ・その他 66 件(20% ↑)



4. 「最高人民法院知識産権法廷設立五周年の十大影響力案件」

◇最高裁の十大影響力案件のなかより四例の概要を紹介します。その中には、最高裁の粋な計らいによる世界の多重訴訟の一括全面解決案件も含まれています。

1. 「メラミン」発明特許及び技術秘密侵害事件

〔(2020)最高法知民終 1559 号、(2022)最高法知民終 541 号民事判決書〕

<最高損害賠償額>

- 権利者である四川金某化学工業公司、北京燁某科学技術公司是、それぞれ中国企業-外国企業の合弁企業(ハイテク民営企業)であり、被告の山東華某化学工業公司是国資背景を持つ上場企業である。
原告二社は、被告に対し、特許権の侵害訴訟、技術秘密の侵害訴訟を提起し、最高裁まで争われた。
- 原告二社は、最終的に両事件ともに勝訴した。その判決賠償額として **2 億.1800 万人民元** (45 億 7800 万円)が算定された。その後の当事者の和解により、原告二社は、最終的に **6 億 5800 万元** (138 億 1800 万円)を獲得した。

<典型的意味>

- この事件は、知的財産権訴訟の**損害賠償記録**を更新した。そして、「新時代に法治プロセスを推進する 2023 年度十大事件」に選ばれた。
- 人民法院は、**知的財産権の司法保護を確実に強化**するという司法の方向性を十分に体現しているだけでなく、各種企業に対する**平等な司法態度**を明確に示している。

2. 「自動車ワイパー」に関する発明特許権侵害事件

(2019)最高法知民終 2 号民事判決書

<機能的特徴の認定基準>

- 仏国A社は、特許番号 200610160549.2、名称「自動車両のワイパーのコネクタと相応の接続装置」の特許権者である。
仏国A社は、アモイ盧某自動車部品会社等(被告)によるワイパー製品の製造、販売行為は係争専利権の侵害を構成すると主張し、被告に対し、侵害行為の停止、経済的損失の賠償及び権利保護のための合理的支出 600 万元の判決を求めた。加えて、侵害行為の即時停止を命じるように訴訟中の侵害行為保全も申し立てた。
- 第一審裁判所は、被告が権利侵害を構成すると認定し、侵害停止を命じたが、侵害行為保全の申立を同時に処理しなかった。
被告は判決に不服として上訴したが、原告の仏国A社は上訴しなかった。
- 最高人民法院は、事件受理後、極めて迅速に審理し、**40 日目に公開開廷し、法廷で判決を言い渡した**。その要旨は、第一審判決の機能的特徴に関する認定を是正した上で、被告の上訴を棄却し、原判決を維持する判決を下した。

<典型的意味>

- この事件は、最高人民法院に知識産権法廷が設立された後、初めて開廷審理が行われた「第一ハンマー」事件であり、国家レベルの知的財産権事件の上訴審理メカニズムの裁判機能を履行

する初の公開審理となった。

□実体面では、**機能的特徴の認定基準**を明確にし、特許権の保護範囲に対する不当な制限を避け、特許権者がその技術的貢献に相応しい権利保護範囲を獲得することを確保した。

□手続面では、「先行判決+仮差止め」裁判方式により、迅速かつ効率的に権利者を救済し、当事者の「**裁判に勝ち、市場で負ける**」を回避することを提唱した。

この事件は最高人民法院の指導的事例になった。

3. 中国初の医薬品パテントリンケージ訴訟事件

(2022)最高法知民終 905 号民事判決書

<中国初の薬品パテントリンケージ訴訟>

□日本国 A 社は特許番号 200580009877.6、名称を「ED-71 製剤」とする発明特許の特許権者である。

中国 B 社は、**《専利法》第 76 条第 1 項**に基づき、北京知識産権法院に「**薬品パテントリンケージ訴訟**」を提起し、温州の某薬業会社の「エルジカルシフェロール軟カプセル剤」ジェネリック医薬品の技術方案が係争専利権の請求項の保護範囲に入ることを確認を求めた。

□第一審裁判所は、その請求を棄却する判決を下した。日本国 A 社は、その判決に不服として、上訴した。

□最高人民法院は、ジェネリック医薬品の技術方案が特許請求の保護範囲に含まれるか否かの判断においては、原則として、ジェネリック医薬品申請人の申請資料を根拠にして、比較評価しなければならないとした。

本事件では、比較評価した結果、本案に係るジェネリック医薬品の技術方案は、本案に係る専利請求項の保護範囲に含まれないため、上訴を棄却し、原判決を維持する判決を下した。

《専利法》第七十六条

「医薬品の販売評議審査承認過程において、医薬品販売許可申請者と関連特許権者または利害関係者が、登録を申請した医薬品に関する特許権について紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に提訴し、登録を申請した医薬品関連技術案が他人の医薬品の特許権保護範囲に入るか否かについての判断を要請することができる。国务院薬品監督管理部門は規定の期間内に、人民法院の発効した裁判によって関連する薬品の販売の承認を一時停止するかどうかの決定を下すことができる」

<典型的意味>

□この事件は、中国初の「**薬品パテントリンケージ訴訟事件**」である。

□中国で初めて、薬品**パテントリンケージ**制度が創立され、この事件の判決は、薬品パテントリンケージ制度の実践初期に現れた問題に対して、立法目的に符合する探索的な法律適用を行った。

国内外のメディアと医薬界の関心と好評を受けた事件である。

4. 「無線掃除機」発明特許権侵害事件

(2022)最高法知民終 189 号民事調停書

<最高裁の粋な計らいにより世界の多重訴訟の一括全面解決>

□英国A社と中国B社(蘇州企業)は、いずれも世界の家電業界で影響力を持つ企業である。英国A社は、中国B社が生産、販売した無線掃除機二種類の採用した技術方案が特許番号 200780027328.0、名称は「ハンディクリーナー」特許権の保護範囲に含まれるとして、訴訟を起こし、中国B社に対し、侵害行為の停止と経済損失及び権利保護の合理的支出 100 万元の賠償を求めた。

□一審裁判所は、英国A社の訴えを退ける判決を下した。英国A社は、判決に不服として、上訴した。

□最高人民法院は、二審期間中、双方に関連する知的財産権紛争の歴史の長いことを掌握し、双方の一連の紛争を全面的に整理した。そして、対話プラットフォームを構築して、双方の対立を緩和し、双方の意思疎通を重ねた結果、最終的に双方が手を取り合って和解に至った。

本案件を含む世界の 20 件余りの知的財産権紛争の一括全面和解を実現した。

双方とも最高裁の計らいに感謝の意を表した。

<典型的意味>

□本案は、外国(仏国)－中国の当事者による世界規模の知的財産紛争について、包括的な和解を実現するように促し、“**東方经验**”により、国際紛争を実質的に解決したものである。

□これは、人民法院が、“**抓前端、治未病**”、“**双贏多贏共贏**”を貫徹実行した**新時代の能動的司法理念**の鮮やかな体现である。国際化の一流のビジネス環境の構築に効果的に助力したものである。

“东方经验”

- ◇「**東洋の経験**」とは、西洋の法学界と司法界の専門家による最高人民法院の調停活動に対する誉め称えの表現である。近年、中国と外国との交流の増加に伴い、訪中した多くの外国人法学者、司法官僚は、中国人民調停制度を高く評価し、中国司法制度の中で最も特色のある制度であり、広く大衆の基礎を有するだけでなく、一連の効果のある方法と経験が形成されており、社会の安定に役立つだけでなく、社会の民主管理の実現にも役立ち、学ぶべき、参考にするべき成功経験であると評価した。

“抓前端、治未病”

- ◇「**先端をつかむ、未病を治す**」とは、裁判所は事案に積極的に取り組む必要があるとの意味である。すなわち、「裁判所は、責任を負い、主体的に行動し、積極的に社会のガバナンスの中に溶け込み、「些細なことに口を出す」という情熱を保ち、毎回の法律公布業務を肩に担い、実際に取り組み、矛盾や紛争の一つひとつを手に取り、先頭に立って管理し、実践の中で矛盾を実質的に解消し、問題を解決する方法を探り、根源から類似事件の多発を予防し、減少させなければならない」との責務を表している。

“双贏多贏共贏”

- ◇「**双方ウィンウィン、マルチウィンウィン、ともにウィンウィン**」は、新時代の法律監督理念である。すなわち、「裁判所は、(大局を顧慮し、発展を図り、自らの強さを重んじる)の全体的要求に従い、高度の法治的自覚をもって、適切で有効な措置をとり、双方ウィンウィン、マルチウィンウィン、ともにウィンウィンの監督理念の貫徹を積極的に推進しなければならない」との責務を表している。

以上